

令和3年琴浦町訓令第34号

琴浦町原材料等支給実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民生活の基盤である道路(町道、認定外道路)及び生活排水施設を自治会等の労務負担により施行する場合、工事に要する原材料等及び機械借上料(以下「原材料等」という。)を予算の範囲内において支給するために必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施範囲)

第2条 この要綱において実施する事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 原材料等の支給により施行することが適当と認められる事業
- (2) その他町長が適当と認めるもの

(支給の対象者)

第3条 原材料等の支給の対象となる団体等は、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会
- (2) その他町長が適当と認める者

(支給対象施設等)

第4条 原材料等の支給対象施設、支給原材料等は、別表に定めるところによる。

(原材料等の支給限度額)

第5条 原材料の支給に係る限度額は、1箇所当たり年間20万円とし、支給率は別表に定めるところによる。

2 機械の借上の支給に係る限度額は、1箇所当たり年間10万円とし、支給率は別表に定めるところによる。

(見積書の徴取)

第6条 原材料等を調達する場合は、1者以上から見積書を徴さなければならない。

(支給の申請等)

第7条 原材料等の支給を受けようとする団体等(以下「申請人」という。)は、原材料等支給申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 工事位置図
- (2) 工事概要図
- (3) 見積書
- (4) 着工前写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、原材料等を支給すべきと認めたときは、その内容を原材料等支給決定通知書(様式第2号)により申請人に通知するものとする。

(完了報告等)

第8条 原材料等の支給の決定を受けた申請人は、工事が完了したときは、速やかに工事完成報告書(様式第3号)に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 完成写真
- (2) 納品伝票の写し及び地元負担分が分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の報告書を受理したときは、工事完成確認を行うものとする。

(目的外使用の禁止)

第9条 申請人は、その目的以外に原材料等を使用したり、他に譲渡してはならない。

(決定の取消し又は支給材料等の返納)

第10条 町長は、申請人が次の各号のいずれかに該当する場合は、決定の取消し又は支給した原材料等の全部若しくは一部を返納させることができる。ただし、既に工事が完了している場合は、支給した原材料等の購入等に要した額相当の金額の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 原材料等の支給に関して付した条件等に違反したとき。
- (3) この要綱に定める事項に違反し、又は指示に従わないとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年5月25日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

1 支給対象施設	2 支給原材料等	3 支給率
町道又は認定外道路、生活排水路又は町道側溝	(1) 生コンクリート、アスファルト (2) 砕石(運搬を含む。) (3) 水路用二次製品 (4) 水路用二次製品布設に伴う付属品(ヒューム管・柵・蓋などの二次製品) (5) 除草剤 (6) 作業に必要な機械の借上料 (7) その他町長が必要と認めるもの	査定原材料費等の 100/100
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料等の単価は、見積書と県単価等と比較し、妥当な金額を採用する。 ・自治会等の作業に係る労務費は、支給の対象に含まない。 ・運搬費とは、原材料を現場まで搬入する際に支払う運送代とし、道路幅2m未満の小運搬は含まない。 ・業者へ委託を行うオペレーターなどの特殊な作業員賃金については、借上料に含めることができる。 ・業者へ委託を行う際の、諸経費及び関係者で対応できる内容の作業に必要な人件費は含まない。 		

琴浦町長 様

申請者 住 所
団体名
代表者

印

原 材 料 等 支 給 申 請 書

このことについて、次のとおり工事に必要な原材料等の支給を受けたいので、琴浦町原材料等支給実施要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 原材料の品目及び数量等(詳細は、別紙見積書のとおり)

	材 料	数 量	単価及び金額	備 考

※単価は、目安として計上

2 支給希望年月日

年 月 日 ()

3 添付書類

- (1) 工事位置図
- (2) 工事概要図
- (3) 見積書
- (4) 着工前写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

様

琴浦町長

Ⓜ

原 材 料 等 支 給 決 定 通 知 書

年 月 日に申請のありました原材料支給申請について、審査を行った結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

1 原材料等の品目及び数量

品 名	規 格	数 量	用 途	備 考

2 支給決定年月日

年 月 日

3 支給の条件

- (1) 申請箇所以外に使用してはならない。
- (2) 着工前・後の比較ができるよう写真の整備をしておくこと。
- (3) 完了後、速やかに完成報告書に必要事項を記入し、写真と併せて提出すること。
- (4) 納品伝票の写し及び地元負担分が分かる書類を添付すること。

年 月 日

琴浦町長 様

申請者代表 住 所
氏 名

印

工 事 完 成 報 告 書

年 月 日付で支給決定通知のありました件について、次のとおり原材料支給を受け、工事を実施しましたので報告します。

1 原材料等の品目及び数量

品 名	規 格	数 量	用 途	備 考

2 工事完了年月日

年 月 日

3 添付書類

- (1) 完成写真(作業状況、完成後)
- (2) 納品伝票の写し及び地元負担分が分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類